令和4年3月

高 梁 市

# 第2回高粱市議会(定例)議案目録

議案番号	件名	結	果	頁
議案第 2号	高梁市職員定数条例の一部を改正する条例			7
議案第 3号	高梁市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改 正する条例			9
議案第 4号	高梁市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例			11
議案第 5号	高梁市西山農産物集出荷施設条例を廃止する条例			15
議案第 6号	高梁市西山営農団地就農者住宅条例の一部を改正する条例			17
議案第 7号	高梁市備中宇治彩りの山里リゾート施設条例の一部を改正す る条例			19
議案第 8号	高梁市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正 する条例			21
議案第 9号	高梁市営住宅条例の一部を改正する条例			29
議案第10号	高梁市営地域住宅条例の一部を改正する条例			31
議案第11号	高梁市営地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例			33
議案第12号	高梁市児童館条例の一部を改正する条例			37
議案第13号	高梁市国民健康保険税条例の一部を改正する条例			39
議案第14号	高梁市青少年研修センター条例を廃止する条例			57
議案第15号	高梁市三渓青少年文化・スポーツ振興基金条例を廃止する条例			59
議案第16号	市道路線の認定について			61

議案第17号	市道路線の変更について	67
議案第18号	市道路線の廃止について	71
議案第19号	高梁市農業研修宿泊施設の指定管理者の指定について	73
議案第20号	高梁市堆肥供給センターの指定管理者の指定について	75
議案第21号	榮農王国山光園農業研修施設の指定管理者の指定について	77
議案第22号	観光駐車場等の指定管理者の指定について	79
議案第23号	備中宇治彩りの山里リゾート施設の指定管理者の指定につい て	81
議案第24号	高梁市観光物産館の指定管理者の指定について	83
議案第25号	全国川上水と緑のふるさとプラザの指定管理者の指定について	85
議案第26号	用瀬嶽フリークライミング広場の指定管理者の指定について	87
議案第27号	高梁市川上保健センターの指定管理者の指定について	89
議案第28号	高梁市川上いきいき交流館の指定管理者の指定について	91
議案第29号	令和3年度高梁市一般会計補正予算(第10号)	
議案第30号	令和3年度高梁市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	
議案第31号	令和3年度高梁市国民健康保険成羽病院事業会計補正予算(第 2号)	
議案第32号	令和3年度高梁市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	

議案第33号	令和3年度高梁市介護保険特別会計補正予算(第3号)
議案第34号	令和3年度高梁市養護老人ホーム特別会計補正予算(第2号)
議案第35号	令和3年度高梁市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第3 号)
議案第36号	令和3年度高梁市畑地かんがい事業特別会計補正予算(第2 号)
議案第37号	令和3年度高梁市水道事業特別会計補正予算(第2号)
議案第38号	令和3年度高梁市地域開発事業特別会計補正予算(第2号)
議案第39号	令和3年度高梁市有漢財産区特別会計補正予算(第1号)
議案第40号	令和4年度高梁市一般会計予算
議案第41号	令和4年度高梁市国民健康保険特別会計予算
議案第42号	令和4年度高梁市国民健康保険成羽病院事業会計予算
議案第43号	令和4年度高梁市へき地診療所特別会計予算
議案第44号	令和4年度高梁市後期高齢者医療特別会計予算
議案第45号	令和4年度高梁市介護保険特別会計予算
議案第46号	令和4年度高梁市養護老人ホーム特別会計予算
議案第47号	令和4年度高梁市特別養護老人ホーム特別会計予算
議案第48号	令和4年度高梁市畑地かんがい事業特別会計予算

議案第49号	令和4年度高梁市水道事業特別会計予算	
議案第50号	令和4年度高梁市下水道事業特別会計予算	
議案第51号	令和4年度高梁市地域開発事業特別会計予算	
議案第52号	令和4年度高梁市巨瀬財産区特別会計予算	
議案第53号	令和4年度高梁市宇治財産区特別会計予算	
議案第54号	令和4年度高梁市有漢財産区特別会計予算	

高梁市職員定数条例の一部を改正する条例 高梁市職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年3月4日提出

高梁市長 近藤隆則

高梁市条例第 号

(令和4年 月 日制定)

高梁市職員定数条例の一部を改正する条例 高梁市職員定数条例(平成16年高梁市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「504人」を「423人」に改め、同項第6号中「64人」を「145人」に改める。

附 則(令和4年高梁市条例第 号) この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

職員の定数を改正するため。

## (参考)

## 高梁市職員定数条例新旧対照表

改正案	現行
(職員の定数)	(職員の定数)
第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。	第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。
(1) 市長の事務部局の職員 <u>423人</u>	(1) 市長の事務部局の職員 <u>504人</u>
(2)~(5) 略	(2)~(5) 略
(6) 教育委員会の事務部局の職員(学校及びその他教育機関を含	(6) 教育委員会の事務部局の職員(学校及びその他教育機関を含
む。) <u>145人</u>	む。) <u>64人</u>
(7) · (8) 略	(7)・(8) 略
合計略	合計 略
2 略	2 略

高梁市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 高梁市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年3月4日提出

高梁市長 近藤隆則

高梁市条例第 号

(令和4年 月 日制定)

高梁市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 高梁市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成25年高梁市条例第3号)の一部を 次のように改正する。

第8条第2項中「100分の130」を「100分の120」に、「100分の192.5」を「100分の182.5」に改める。

附 則(令和4年高梁市条例第 号) この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

特定任期付職員の採用に当たり、所要の改正を行うため。

## (参考)

## 高梁市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
第8条 略	第8条 略
2 特定任期付職員に対する給与条例第29条第2項の規定の適用について	2 特定任期付職員に対する給与条例第29条第2項の規定の適用について
は、給与条例第29条第2項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の182</u> .	は、給与条例第29条第2項中「 $100分の130$ 」とあるのは「 $100分の192$ .
<u>5</u> 」とする。	<u>5</u> 」とする。

高梁市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

高梁市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年3月4日提出

高梁市長 近藤隆則

高梁市条例第 号

(令和4年 月 日制定)

高梁市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

高梁市職員の育児休業等に関する条例(平成16年高梁市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(ア)を削る。

第2条第3号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に」に改め、(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第17条第2号を次のように改める。

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員

第21条を第23条とし、第20条の次に次の2条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

- 第21条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は 出産したことその他これらに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に 関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向 を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。
- 2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な 取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

- 第22条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる 措置を講じなければならない。
  - (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
  - (2) 育児休業に関する相談体制の整備
  - (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則(令和4年高梁市条例第 号) この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

国家公務員に準じた改正を行うため。

改正案

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

 $(1)\sim(2)$  略

- (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員
  - (ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員
- (イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員 (部分休業をすることができない職員)
- 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
  - (1) 略
  - (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定め

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

現行

(1)~(2) 略

- (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員
  - ア 次のいずれにも該当する非常勤職員
    - (ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
    - (イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。 以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員
- (ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員 (部分休業をすることができない職員)
- 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
  - (1) 略
  - (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員

### る非常勤職員以外の非常勤職員

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

- 第21条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これらに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。
- 2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、 当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければな らない。

(勤務環境の整備に関する措置)

- 第22条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
  - (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置 (委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

- ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
- <u>イ</u> <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定め</u> る非常勤職員

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

高梁市西山農産物集出荷施設条例を廃止する条例 高梁市西山農産物集出荷施設条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和4年3月4日提出

高梁市長 近藤隆則

高梁市条例第 号

(令和4年 月 日制定)

高梁市西山農産物集出荷施設条例を廃止する条例 高梁市西山農産物集出荷施設条例(平成16年高梁市条例第205号)は、廃止する。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

高梁市西山農産物集出荷施設を廃止するため。

高梁市西山営農団地就農者住宅条例の一部を改正する条例

高梁市西山営農団地就農者住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年3月4日提出

高梁市長 近藤隆則

高梁市条例第 号

(令和4年 月 日制定)

高梁市西山営農団地就農者住宅条例の一部を改正する条例

高梁市西山営農団地就農者住宅条例(平成16年高梁市条例第204号)の一部を次のように改正する。

別表第1山光住宅1号、山光住宅7号及び山光住宅13号の項を削り、同表中

」を

山光住宅2号 高梁市備中町西山3604番地2 平成15年3月 木造平屋建

」に

改める。

Γ

Γ

別表第2中「住宅第1号~12号」を「住宅第2号~12号」に、「住宅13号~14号」 を「住宅14号」に改める。

附 則(令和4年高梁市条例第 号) この条例は、公布の日から施行する。

### 提案理由

山光住宅1号、山光住宅7号及び山光住宅13号を廃止するため。

### 高梁市西山営農団地就農者住宅条例新旧対照表

(参考)								
改正案				現行				
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)					
住宅名	所在地	竣工年月	備考	住宅名		所在地	竣工年月	備考
山光住宅2号 高	梁市備中町西山3604番地2	平成15年3月	木造平屋建	山光住宅1号	高梁	市備中町西山3604番地1	平成15年3月	木造平屋建
山光住宅3号 "	西山3604番地3	平成15年3月	JJ	山光住宅2号	<i>"</i>	西山3604番地2	平成15年3月	<u> </u>
山光住宅5号 "	西山3604番地5	平成16年6月	II .	山光住宅3号	<i>"</i>	西山3604番地3	平成15年3月	II.
山光住宅6号 "	西山3604番地6	平成16年6月	II .	山光住宅5号	<i>"</i>	西山3604番地5	平成16年6月	II.
山光住宅8号 "	西山3604番地8	平成15年9月	II .	山光住宅6号	<i>"</i>	西山3604番地6	平成16年6月	II.
山光住宅10号 "	西山3604番地10	平成15年9月	II .	山光住宅7号	]]	西山3604番地7	平成15年3月	<u> </u>
山光住宅11号 //	西山3604番地11	平成15年9月	II .	山光住宅8号	<i>"</i>	西山3604番地8	平成15年9月	II.
山光住宅12号 //	西山3604番地12	平成15年9月	II .	山光住宅10号	- //	西山3604番地10	平成15年9月	II.
山光住宅14号 //	西山3694番地5	平成17年6月	II .	山光住宅11号	- //	西山3604番地11	平成15年9月	II.
				山光住宅12号	- //	西山3604番地12	平成15年9月	II.
				山光住宅13号	- //	西山3694番地4	平成17年6月	<u> </u>
				山光住宅14号	- ]]	西山3694番地5	平成17年6月	II.
別表第2(第14条	関係)			別表第2(第14条関係)				
宅地及び建	物の譲渡価格			宅地及び建物の譲渡価格				
住宅竣工経過年	数 譲	渡価格		住宅竣工経過	住宅竣工経過年数 譲渡価格			
	建物		宅地			建物		宅地
	住宅2号~12号 住宅	它14号				住宅1号~12号 住宅13	号~14号	
	(略)					(略)		

18

高梁市備中宇治彩りの山里リゾート施設条例の一部を改正する条例 高梁市備中宇治彩りの山里リゾート施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。 令和4年3月4日提出

高梁市長 近藤隆則

### 高梁市条例第 号

(令和4年 月 日制定)

高梁市備中宇治彩りの山里リゾート施設条例の一部を改正する条例 高梁市備中宇治彩りの山里リゾート施設条例(平成16年高梁市条例第225号)の一部を 次のように改正する。

### 第2条の表を次のように改める。

名称	位置			
元仲田邸	高粱市宇治町宇治1757番地			

附 則(令和4年高梁市条例第 号) この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 提案理由

塩田焼工房、かんばら公園及び農村公園を廃止するため。

(参考)

## 高梁市備中宇治彩りの山里リゾート施設条例新旧対照表

改正	現行			
(名称及び位置)	(名称及び位置)			
第2条 リゾート施設の名称及び位制	置は、次のとおりとする。	第2条 リゾート施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		
<u>名称</u>	位置	<u> </u>		
<u>元仲田邸</u>	高梁市宇治町宇治1757番地	備中宇治彩りの山里	元仲田邸	高梁市宇治町宇治1757番地
			塩田焼工房	高梁市宇治町穴田3454番地1
			かんばら公園	高梁市宇治町遠原2307番地1
			農村公園	高梁市宇治町穴田3487番地3
			上記に関連する	る施設及び周辺整備区域

高梁市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例 高梁市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。 令和4年3月4日提出

高梁市長 近藤隆則

高梁市条例第 号

(令和4年 月 日制定)

高梁市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例 高梁市道路の構造の技術的基準等を定める条例(平成25年高梁市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 自転車通行帯

第4条第5項中「の車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第6条第2項中「副道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

(自転車通行帯)

- 第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い 第3種若しくは第4種の道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、 安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車 道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由

によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その 他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。
- 4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第9条第1項中「又は第4種の道路」を「(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。) 又は第4種(第3級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートルであるもの」に改め、同条第2項中「道路(」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートルであるもの(」に改める。

第10条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第11条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第30条第3号中「車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第31条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第40条中「第8条」の次に「、第8条の2第3項」を加える。

本則に次の1条を加える。

(歩行者利便増進道路)

- 第43条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進 道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する 部分を設けるものとする。
- 2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。
- 3 歩行者利便増進道路(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18

年法律第91号)第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。)は、同項に規定する道路 移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

附 則(令和4年高梁市条例第 号) この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

道路構造令の改正に伴い、所要の改正を行うため。

(車線等)

第4条 車道(次に掲げる部分を除く。)は、車線により構成されるもの

改正案

とする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。

(1) · (2) 略

(3) 自転車通行帯

(4)~(8) 略

2~4 略

5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道(自転車通行帯を除

く。)の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道 路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の 理由によりやむを得ない場合又は第32条の規定により車道に狭窄部

を設ける場合においては、3メートルとすることができる。

(副道)

第6条 略

2 副道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

(自転車通行帯)

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける

(車線等)

第4条 車道(次に掲げる部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、こ

現行

の限りでない。

(1) · (2) 略

(3)~(7) 略

2~4 略

5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第32条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。

(副道)

第6条 略

2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行 帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由に よりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩 行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(自転車道を設ける道 路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確 保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車 道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の 状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この 限りでない。
- 3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただ し、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合におい ては、1メートルまで縮小することができる。
- 4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して 定めるものとする。

(自転車道)

- 第9条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種(第4級及び第5級を除 く。次項において同じ。)又は第4種(第3級を除く。同項において同 じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートルであるものに は、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状 況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限 りでない。
- 2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩 │ 2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩

(自転車道)

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には、 自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況そ の他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りで ない。

行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の<u>道路で設計速度が1時間につき60キロメートルであるもの(</u>前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

#### 3~5 略

(自転車歩行者道)

第10条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道<u>又は自転車通行帯</u>を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

#### $2\sim 4$ 略

(歩道)

第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

#### 2~5 略

(待避所)

第30条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を

行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の<u>道路(</u>前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

#### 3~5 略

(自転車歩行者道)

第10条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

#### 2~4 略

(歩道)

第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

#### 2~5 略

(待避所)

第30条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を

設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1) • (2) 略

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道(自転車 通行帯を除く。)の幅員は、5メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第31条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断 歩道橋等、自動運行補助施設、柵、照明施設、視線誘導標、駒止、 道路標識、道路情報管理施設(道路法第2条第2項第4号に規定する道 路情報管理施設をいう。)又は道路反射鏡を設けるものとする。

(小区間改築の場合の特例)

- 第40条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第2項から第4項まで、第6条、第8条、第8条の2第3項、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第22条まで、第23条第3項並びに第25条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。
- 2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第1項から第3項まで、第6条、第7条第2項、第8条<u>第8条</u>

設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1) • (2) 略

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第31条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断 歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、駒止、道路標識、道路情報 管理施設(道路法第2条第2項第4号に規定する道路情報管理施設をい う。)又は道路反射鏡を設けるものとする。

(小区間改築の場合の特例)

- 第40条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第2項から第4項まで、第6条、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第22条まで、第23条第3項並びに第25条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。
- 2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第1項から第3項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第9条

<u>の2第3項</u>、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び 第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第23条第3項、次条 第1項及び第2項並びに第42条第1項の規定による基準をそのまま適 用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による 基準によらないことができる。

### (歩行者利便増進道路)

- 第43条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者 道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩 行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものと する。
- 2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的 な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置 する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると 認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増 進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。
- 3 歩行者利便増進道路(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に 関する法律(平成18年法律第91号)第10条第1項に規定する新設特定道 路を除く。)は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第23条第3項、次条第1項及び第2項並びに第42条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

高梁市営住宅条例の一部を改正する条例 高梁市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年3月4日提出

高梁市長 近藤隆則

高梁市条例第 号

(令和4年 月 日制定)

高梁市営住宅条例の一部を改正する条例 高梁市営住宅条例(平成16年高梁市条例第262号)の一部を次のように改正する。

別表横町第5住宅、横町第6住宅及び川端町住宅の項を削る。

附 則(令和4年高梁市条例第 号) この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

横町第5住宅、横町第6住宅及び川端町住宅を廃止するため。

(参考)

## 高梁市営住宅条例新旧対照表

改正案			現行			
別表(第2条、第	53条関係)		別表(第2条、第3条関係)			
住宅名称	位置	戸数	住宅名称	位置	戸数	
	(略)			(略)		
横町第4住宅	高梁市横町1565番地	12戸	横町第4住宅	高梁市横町1565番地	12戸	
原田住宅	高梁市上谷町4332番地1	12戸	横町第5住宅	高梁市横町1566番地8	<u>1戸</u>	
			横町第6住宅	高梁市横町1566番地9	<u>1戸</u>	
	(略)		原田住宅	高梁市上谷町4332番地1	12戸	
				(略)		
北山住宅	高梁市落合町阿部930番地10	10戸	北山住宅	高梁市落合町阿部930番地10	10戸	
上谷住宅	高梁市上谷町4305番地	16戸	川端町住宅	高梁市内山下183番地5	2戸	
(略)			上谷住宅	高梁市上谷町4305番地	16戸	
				(略)		

高梁市営地域住宅条例の一部を改正する条例 高梁市営地域住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年3月4日提出

高梁市長 近藤隆則

高梁市条例第 号

(令和4年 月 日制定)

高梁市営地域住宅条例の一部を改正する条例 高梁市営地域住宅条例(平成29年高梁市条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表西山地域住宅の項を削る。

附 則(令和4年高梁市条例第 号) この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由 西山地域住宅を廃止するため。 (参考)

## 高梁市営地域住宅条例新旧対照表

改正案								現行										
別表(	別表(第2条、第11条関係)							別表(第2条、第11条関係)										
名称	位置	構造	建築年	室構	戸数	住戸の専	1戸当たり家	名称	位置	構造	建築年	室構	戸数	住戸の専	1戸当たり家			
			度	造		用床面積	賃月額				度	造		用床面積	賃月額			
	(略)						(略)											
山添	高梁市備中	木造平	平成13	3LDK	4戸	$71.9m^{2}$	19,100円	山添	高梁市備中	木造平	平成13	3LDK	4戸	$71.9 \mathrm{m}^2$	19,100円			
第2	町平川638	屋建	年度					第2	町平川638	屋建	年度							
住宅	5番地8							住宅	5番地8									
								西山	高梁市備中	木造平	昭和38	<u>3K</u>	2戸	$76.0m^{2}$	9,000円			
								地域	町西山208	屋建	年度							
								住宅	<u>5番地1</u>									

高梁市営地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例

高梁市営地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年3月4日提出

高梁市長 近藤隆則

高粱市条例第 号

(令和4年 月 日制定)

高梁市営地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例

高梁市営地域優良賃貸住宅条例(平成22年高梁市条例第41号)の一部を次のように改正する。

### 別表中

Γ

川上中央	高梁市川	木造2階建	平成 2	9年度	3	LΙ	ΟK	2 戸	ī	90.	0 m²	50,	0	0 0	円
住宅	上町地頭														
	1837														
	番地10														

」を

Γ

川上中央	高梁市川	木造2階建	平成 2	9年度	3	L D	K	2戸	9 (	Э.	0 m²	5	0,	0	0	0 円
住宅	上町地頭															
	1837		令和4	年度	3	L D	K	1戸	9 (	Э.	0 m²	5	3,	0	0	0 円
	番地10															

」に

改める。

附 則(令和4年高梁市条例第 号)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。

## (準備行為)

2 この条例の規定に基づく地域優良賃貸住宅の入居に関して必要な手続その他の準備行為は、 施行の日前においても行うことができる。

# 提 案 理 由

川上中央住宅1戸を設置するため。

## 高梁市営地域優良賃貸住宅条例新旧対照表

改正案							現行									
別表(第3	別表(第3条、第5条において準用する高梁市営特定公共賃貸住宅条例第1								別表(第3条、第5条において準用する高梁市営特定公共賃貸住宅条例第							
3条関係)						_	3条関	係)								
名称	位置	構造	建築年度	室構造	戸数	住戸の専	1戸当た		名称	位置	構造	建築年度	室構造	戸数	住戸の専	1戸当た
						用床面積	り家賃								用床面積	り家賃
							月額									月額
			(略)						(略)							
川上中	高梁市	木造2階建	平成29年	3LDK	2戸	$90.0m^{2}$	50,000	J	川上中	高梁市	木造2階建	平成29年	3LDK	2戸	$90.0m^{2}$	50,000
央住宅	川上町		度				円	۲	央住宅	川上町		度				円
	地頭183		令和4年度	3LDK	1戸	$90.0m^{2}$	53,000			地頭183						
	7番地10						<u>円</u>			7番地10						
	(昭各)										(略)					

高梁市児童館条例の一部を改正する条例 高梁市児童館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年3月4日提出

高梁市長 近藤隆則

高梁市条例第 号

(令和4年 月 日制定)

高梁市児童館条例の一部を改正する条例 高梁市児童館条例(平成16年高梁市条例第117号)の一部を次のように改正する。

第2条の表高梁市立高梁児童館の項を削る。

附 則(令和4年高梁市条例第 号) この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提 案 理 由

高梁市立高梁児童館を廃止するため。

(参考)

# 高梁市児童館条例新旧対照表

改正案		現行			
(名称及び位置)		(名称及び位置)			
第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。			第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。		
名称	位置		名称	位置	
高梁市立落合児童館	高粱市落合町阿部1287番地2	高梁市	立高梁児童館	高梁市和田町2094番地1	
高梁市立川上児童館(子供の城遊豊) 高梁市川上町地頭1365番地		高梁市	立落合児童館	高梁市落合町阿部1287番地2	
		高梁市	立川上児童館(子供の城遊豊)	高梁市川上町地頭1365番地	

高梁市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 高梁市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年3月4日提出

高梁市長 近藤隆則

高梁市条例第 号

(令和4年 月 日制定)

高梁市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 高梁市国民健康保険税条例(平成16年高梁市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「国民健康保険の被保険者に係る所得割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額」に改め、同条第1項中「100分の8.5」を「100分の8.0」に改める。

第5条の見出し中「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に改め、同条中「2万5,100円」を「2万3,900円」に改める。

第5条の2の見出し中「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改め、同条第1号中「第21条」を「第21条第1項」に、「19,900円」を「18,500円」に改め、同条第2号中「9,950円」を「9,250円」に改め、同条第3号中「14,925円」を「13,875円」に改める。

第6条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第13条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第21条第1号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア中「国 民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税 額の被保険者均等割額」に、「17,570円」を「16,730円」に改め、同号イ中「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に、「13,930円」を「12,950円」に、「6,965円」を「6,475円」に、「10,448円」を「9,713円」に改め、同条第2号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア中「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に、「12,550円」を「11,950円」に改め、同号イ中「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に、「9,950円」を「9,250円」に、「4,975円」を「4,625円」に、「7,463円」を「6,938円」に改め、同条第3号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア中「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者は係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に、「5,020円」を「4,780円」に改め、同号イ中「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に、「3,980円」を「3,700円」に、「1,990円」を「1,850円」に、「2,985円」を「2,775円」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
  - (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
    - ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,585円
    - イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,975円
    - ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9,560円
    - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11,950円
  - (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に 掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
    - ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,410円

- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,350円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,760円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,700円

第21条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「「総所得金額」」を「「総所得金額及び」」に、「次号において同じ。)」を「次号及び第3号において同じ。)及び」に改める。

附則第6項中「第21条」を「第21条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則第7項、第8項及び第10項から第17項までの規定中「第21条」を「第21条第1項」に改める。

附 則(令和4年高梁市条例第 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の2第1号、第13条第1項、第2 1条及び第21条の2の改正規定(「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前 条第1項第1号」に改める部分に限る。)並びに附則第6項から第8項まで及び第10項から 第17項までの改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定に限る。)による改正後の高梁市国民健康保険 税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分 までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

### 提案理由

国民健康保険税の税率改正及び地方税法の改正等に伴い、所要の改正を行うため。

#### 改正案

### (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の8.0を乗じて算定する。

#### 2 略

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万3</u>、900円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

- 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
  - (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に

#### 現行

### (国民健康保険の被保険者に係る所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の8.5を乗じて算定する。

#### 2 略

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万5</u>、100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

- 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に

限る。)をいう。次号、第7条の2及び第21条第1項において同じ。) 及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保 険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から 特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の 被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2及び<u>第2</u> 1条第1項において同じ。)以外の世帯 18,500円

- (2) 特定世帯 9,250円
- (3) 特定継続世帯 13,875円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の 3.1を乗じて算定する。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額 (第21条の規定による減額が行われた場合には、<u>その減額後</u>の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

#### 2~8 略

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等

限る。)をいう。次号、第7条の2及び第21条第1項において同じ。) 及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保 険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から 特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の 被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2及び<u>第2</u> 1条において同じ。)以外の世帯 19,900円

- (2) 特定世帯 9.950円
- (3) 特定継続世帯 14,925円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、<u>賦課期日の属する年の前年の所得に</u> <u>係る</u>基礎控除後の総所得金額等に100分の3.1を乗じて算定する。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額 (第21条の規定による減額が行われた場合には、<u>同条</u>の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

#### 2~8 略

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等

課税額からウ及び工に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の 合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保 険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者 (前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税 法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について 同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項 に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。 以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有す る者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所 得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条 第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未 満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者 に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が 110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。) の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。) が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1 を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない 世帯に係る納税義務者
  - ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割

- 課税額からウ及び工に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。
- (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額 が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被 保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中 に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法 律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規 定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給 与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号 において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中 に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する 公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては 当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以 上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者 に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下 この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあ っては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円 を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務 者
  - ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者

<u>額</u> 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 16,730円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>12,950円</u> 特定世帯 <u>6,475円</u> 特定継続世帯 9,713円

ウ~カ 略

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)
  - ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割 額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 11,950円
  - イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>9,250円</u> 特定世帯 <u>4,625円</u>

(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 17.570 円

イ <u>国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額</u> 次に掲げる 世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,930円

特定世帯 6,965円

特定継続世帯 10,448円

ウ~カ 略

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)
  - ア国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について12,550円
  - イ <u>国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額</u> 次に掲げる 世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>9.950円</u> 特定世帯 <u>4.975円</u> 特定継続世帯 6.938円

ウ~カ 略

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)
  - ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割 額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,780円
  - イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,700円</u> 特定世帯 <u>1,850円</u> 特定継続世帯 <u>2,775円</u>

ウ~カ 略

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後 の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)があ る場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当 該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等 割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その 特定継続世帯 7,463円

ウ~カ 略

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)
  - ア <u>国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額</u> 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,020円
  - イ <u>国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額</u> 次に掲げる 世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,980円

特定世帯 1,990円

特定継続世帯 2,985円

ウ~カ 略

減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から 次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額 して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に 定める額
  - ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,585円
  - <u>イ</u> 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>5.975円</u>
  - ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9,560円
  - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11,950円
- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1人について次に定める額
  - <u>ア</u> 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,410円</u>
  - イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,350円
  - ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,760円
  - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,700円

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第21条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第22条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第21条の2に規定する特例対

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第21条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に 属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例 対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者 等をいう。第22条の2において同じ。)である場合における第3条及び <u>前条の</u>規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」 とあるのは「規定する総所得金額(第21条の2に規定する特例対象被保 象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。

附則

### 1~5 略

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第21条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号において同じ。)」とする。

附則

### 1~5 略

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第21条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定 同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合 における第3条、第6条第8条及び第21条第1項の規定の適用について は、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定 同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第21条第1項</u>の規定の適用については、 第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるの は「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡 所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若 しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第3 5条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該 当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定 する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この 項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定 同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合 における第3条、第6条第8条及び<u>第21条</u>の規定の適用については、第 3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並び に法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額 又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等 の金額」と、<u>第21条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定 同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第21条</u>の規定の適用については、第3条 第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314

法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

### 9 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特 定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る 譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第 条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

#### 9 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特 定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る 譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第21条</u>の 1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特

規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は維所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特

定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第21条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第21条第1項において「特例適用

定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第21条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<u>第21条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額がに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第21条において「特例適用利子等

利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林 所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子 等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは 「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、<u>第21条第1項</u> 中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等 の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特 定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所 得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当 等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3 項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を 有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の 適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2 項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相 互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12 条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する 特例適用配当等の額(以下この条及び第21条第1項において「特例適用 配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林 所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当 等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは 「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条第1項 中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等 の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特 定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所 得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当 等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3 項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を 有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用に ついては、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」と あるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義 による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6 項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適 用配当等の額(以下この条及び第21条において「特例適用配当等の額」 という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合 計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計 額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山 林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条中「山林所得金額」 とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特 定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び 地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条 約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利 子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有 する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定につ いては、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」 とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税 法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規 定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、 「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並び に租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利 子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるの は「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第1 0項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所 得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法 第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特 定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び 地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条 約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利 子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有 する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定については、 第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるの は「及び山林所得金額並びに和税条約等の実施に伴う所得税法、法人 税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下 「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条 約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林 所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに和税条約」 等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の 合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しく は山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規 定する条約適用利子等の額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあ るのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2 第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

18 略

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特 定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規 定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する 場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用に ついては、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」 とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税 法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規 定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、 「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並び に租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配 当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるの は「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第1 2項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所 得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法 第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特 定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規 定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する 場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用について は、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあ るのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、 法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。 以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定す る条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び 山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税」 条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の 額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若 しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項 に規定する条約適用配当等の額」と、第21条中「及び山林所得金額」 とあるのは「及び山林所得金額並びに和税条約等実施特例法第3条の2 の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

18 略

高梁市青少年研修センター条例を廃止する条例

高梁市青少年研修センター条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和4年3月4日提出

高梁市長 近藤隆則

高梁市条例第 号

(令和4年 月 日制定)

高梁市青少年研修センター条例を廃止する条例 高梁市青少年研修センター条例(平成16年高梁市条例第94号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、廃止前の高梁市青少年研修センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の施行後もなおその効力を有する。

提案理由

高梁市青少年研修センターを廃止するため。

高梁市三渓青少年文化・スポーツ振興基金条例を廃止する条例 高梁市三渓青少年文化・スポーツ振興基金条例を廃止する条例を次のとおり制定する。 令和4年3月4日提出

高梁市長 近藤隆則

高粱市条例第 号

(令和4年 月 日制定)

高梁市三渓青少年文化・スポーツ振興基金条例を廃止する条例 高梁市三渓青少年文化・スポーツ振興基金条例(平成20年高梁市条例第37号)は、廃止 する。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

高梁市三渓青少年文化・スポーツ振興基金を廃止するため。

# 市道路線の認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定に基づき、市道の路線を次のとおり認定する。

### (新規路線)

路線名	起点終点	延長m	幅員m
<b>宝河 &gt; 10.4 田</b> 帕	起点 原田北町1249番2地先から	250.0	3.0~9.0
高梁こども園線	終点 原田北町1256番地先 まで	250. 0	
古田田田組	起点 南町82番地先 から	126.0	19.0
南町旭町線	終点 旭町1388番1地先 まで	136. 0	12. 0
下原中央団地線	起点 成羽町下原437番1地先から	00.0	5.0~9.0
下原中 <b>天</b> 団地禄	終点 成羽町下原437番1地先まで	83.8	
計 3 路 線		469.8	

令和4年3月4日提出

高梁市長 近藤隆則

## 提案理由

道路法の規定に基づき市道路線の認定をするため。

原田北町地内	起点 原田北町1249番2地先 から
市道高梁こども園線	終点 原田北町1256番地先 まで
本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本	<b>登新見</b>



成羽町下原地内 起点 成羽町下原437番1地先 から 市道下原中央団地線 終点 成羽町下原437番1地先 まで 成羽川 成邓町 下原 市道下原本線 市道金光線 市道下原2号線 終点 成羽町下原 437 番 1 地先 市道下原線 市道下原工号線 起点 成羽町下原437番1地先 至高梁 国道 313 号 認定区間 L = 83.8 m $W = 5.0 \sim 9.0 m$ 至 井原 BIL F 市道白谷上線 一个 卍 本光寺 Λ illl 成羽町 下原

# (参考)

# 道路法(抜すい)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

- 第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。
- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市 町村の議会の議決を経なければならない。

 $3\sim5$  略

# 市道路線の変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第3項の規定に基づき、市道の路線を次のと おり変更する。

### (変更路線)

路線名			起点終点	延長m	幅員m
41.	新	起点	原田北町1278番2地先から	120 0	3.8~5.8
医田北西田地油	利	終点	原田北町1274番2地先まで	138. 0	3.0 - 0.0
原田北町団地線 ——	ΙП	起点	原田北町1278番2地先から	102.0	2 0
	旧	終点	原田北町1280番7地先まで	103. 0	3.8~5.8
計 1 路 線				35.0 増	

令和4年3月4日提出

高梁市長 近藤隆則

# 提案理由

道路法の規定に基づき市道路線の変更をするため。

原田北町地内	起点 原田北町1278番2地先 から
市道原田北町団地線	終点 原田北町1274番2地先 まで
至総社 新規認定予定 市道高梁こど	起点 原田北町 1278 番 2 地先 変更前の終点 原田北町 1280 番 7 地先 で更後の終点 原田北町 1274 番 2 地先

(参考)

# 道路法(抜すい)

(路線の廃止又は変更)

- 第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に 供する必要がなくなったと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止すること ができる。路線が重複する場合においても、同様とする。
- 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認 定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。
- 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は第2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

市道路線の廃止について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第3項の規定に基づき、市道の路線を次のと おり廃止する。

### (廃止路線)

路線名	起点終点	延長m	幅員m
大松方谷線	起点 中井町西方8778番地先 から	中井町西方8778番地先 から 922.0	
八松刀分脉 	終点 中井町西方9150番2地先まで	922.0	1.0~1.8
計 1 路 線		922.0 減	

令和4年3月4日提出

高梁市長 近藤隆則

提案理由

道路法の規定に基づき市道路線の廃止をするため。



高梁市農業研修宿泊施設の指定管理者の指定について

次のとおり高梁市農業研修宿泊施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年3月4日提出

高梁市長 近藤隆則

.,,,,		三管理者	化学の知問
名 称	所 在 地	名 称	指定の期間
天空の里平川お試	高梁市備中町平川	平川村定住推進協議会	令和4年4月 1日から
し暮らし住宅	11457番地	会長 江草 孝一	令和7年3月31日まで
備中宇治彩りの山	克河去克沙町京沙	備中宇治彩りの山里・	令和4年4月 1日から
里お試し暮らし住	高梁市宇治町宇治	住むか暮らす会	
宅	1690番地	会長 牧野 義廣	令和7年3月31日まで

#### 提案理由

高梁市農業研修宿泊施設の指定管理者を指定するため。

#### (参考)

# 地方自治法 (抜すい)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 略

 $2\sim5$  略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

 $7 \sim 11$  略

高梁市堆肥供給センターの指定管理者の指定について

次のとおり高梁市堆肥供給センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年3月4日提出

高梁市長 近藤隆則

		管理者	指定の期間
名 称	所 在 地	名 称	1年の期间
高梁市堆肥供給	高梁市川上町地頭	農事組合法人きじまる	令和4年4月 1日から
マンター	同采川川工町地頭	堆肥センター	令和9年3月31日まで
		代表理事 山室 尊則	7749年3月31日まじ

#### 提案理由

高梁市堆肥供給センターの指定管理者を指定するため。

榮農王国山光園農業研修施設の指定管理者の指定について

次のとおり榮農王国山光園農業研修施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法 (昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年3月4日提出

高梁市長 近藤隆則

名 称	指定管理者		指定の期間
名称	所 在 地	名 称	1年の期間
榮農王国山光園農業	高粱市備中町平川	備中緑農会	令和4年4月 1日から
研修施設	7562番地	会長 難波 健太	令和9年3月31日まで

#### 提案理由

榮農王国山光園農業研修施設の指定管理者を指定するため。

## 観光駐車場等の指定管理者の指定について

次のとおり観光駐車場等の指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年3月4日提出

高梁市長 近藤隆則

名称	指定管理者		指定の期間
有 你 ————————————————————————————————————	所 在 地	名 称	1日上 (7月)  町
高梁市観光駐車場	高梁市旭町1335 番地7	一般社団法人高粱市 観光協会 代表理事 藤岡 孝	令和4年4月 1日から 令和9年3月31日まで
高瀬茶屋	高梁市旭町1335 番地7	一般社団法人高梁市 観光協会 代表理事 藤岡 孝	令和4年4月 1日から 令和9年3月31日まで
高梁市武家屋敷 · 旧折井家	高梁市旭町1335 番地7	一般社団法人高梁市 観光協会 代表理事 藤岡 孝	令和4年4月 1日から 令和9年3月31日まで
高梁市武家屋敷 · 旧埴原家	高梁市旭町1335 番地7	一般社団法人高梁市 観光協会 代表理事 藤岡 孝	令和4年4月 1日から 令和9年3月31日まで

## 提案理由

観光駐車場等の指定管理者を指定するため。

備中宇治彩りの山里リゾート施設の指定管理者の指定について

次のとおり備中宇治彩りの山里リゾート施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年3月4日提出

高梁市長 近藤隆則

名称	指定管理者		花中の知問	
有 你 	所 在 地	名 称	指定の期間	
		備中宇治彩りの山里		
備中宇治彩りの	高梁市宇治町宇治	リゾート施設管理運	令和4年4月 1日から	
山里	1690番地	営委員会	令和9年3月31日まで	
		委員長 大場 基成		

#### 提案理由

備中宇治彩りの山里リゾート施設の指定管理者を指定するため。

高梁市観光物産館の指定管理者の指定について

次のとおり高梁市観光物産館の指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年 年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年3月4日提出

高梁市長 近藤隆則

名 称	指定管理者		化学の知問	
名称	所 在 地	名 称	指定の期間 	
高梁市観光物産館	高梁市本町44番	有限会社紺屋川	令和4年4月 1日から	
一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	地 2	代表取締役 西 右介	令和9年3月31日まで	

#### 提案理由

高梁市観光物産館の指定管理者を指定するため。

全国川上水と緑のふるさとプラザの指定管理者の指定について

次のとおり全国川上水と緑のふるさとプラザの指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年3月4日提出

高梁市長 近藤隆則

名 称	指定管	<b>管理者</b>	指定の期間
名 称	所 在 地	名 称	14年の期间
全国川上水と緑のふるさとプラザ	高梁市旭町1335 番地7	一般社団法人高梁市 観光協会 代表理事 藤岡 孝	令和4年4月 1日から 令和9年3月31日まで

#### 提案理由

全国川上水と緑のふるさとプラザの指定管理者を指定するため。

用瀬嶽フリークライミング広場の指定管理者の指定について

次のとおり用瀬嶽フリークライミング広場の指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年3月4日提出

高梁市長 近藤隆則

名称	指定管理者		指定の期間
名 称	所 在 地	名 称	14年の期间
用瀬嶽フリークラ イミング広場	高梁市備中町長屋 98番地	<ul><li>備中高梁クライミング</li><li>協会</li><li>会長 杉田 守二</li></ul>	令和4年4月 1日から 令和9年3月31日まで

## 提案理由

用瀬嶽フリークライミング広場の指定管理者を指定するため。

高梁市川上保健センターの指定管理者の指定について

次のとおり高梁市川上保健センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年3月4日提出

高梁市長 近藤隆則

名 称	指定管理者		指定の期間
有 你	所 在 地	名 称	指足V/ <del>列</del> 间
高梁市川上保健センター	高梁市向町21番地3	社会福祉法人高粱市社 会福祉協議会 会長 内田 親秀	令和4年4月 1日から 令和9年3月31日まで

## 提案理由

高梁市川上保健センターの指定管理者を指定するため。

高梁市川上いきいき交流館の指定管理者の指定について

次のとおり高梁市川上いきいき交流館の指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年3月4日提出

高梁市長 近藤隆則

名 称	指定管理者		指定の期間
有 你	所 在 地	名 称	有足の期间
高梁市川上いきいき 交流館	高梁市向町21番地3	社会福祉法人高粱市社 会福祉協議会 会長 内田 親秀	令和4年4月 1日から 令和9年3月31日まで

## 提案理由

高梁市川上いきいき交流館の指定管理者を指定するため。